

財団法人日本水泳連盟 役・職員倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」と言う）の役員及び職員（以下「役・職員」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 本規定において、役員とは本連盟寄付行為第16条及び第21条に規定する理事・監事・評議員及び同第33条に規定する各専門委員会委員並びに本連盟関係者（加盟団体役員・競技役員・指導者等を含む）を言う。

2 職員とは、本連盟寄付行為第26条に規定する事務局職員を言う。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は本連盟寄付行為第3条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係諸規定に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 本規定の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規定に違反した場合の処分)

第6条 役員が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、管理責任者（担当常務理事）は直ちに調査を開始し、その結果、当該役員に本規定に違反する行為があったと認められる場合は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議により相当の処分をするものとする。

2 理事・監事・評議員の解任については、寄付行為第25条に基づき取り扱うものとする。

3 職員に関する処分は、本連盟職員服務規定に基づき取り扱うものとする。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第7条 日本スポーツ仲裁機構への不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」により行われるものとする。

(その他)

第8条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1 本規定は、平成18年（2006年）4月1日より実施施行する。

2 本規定は、平成20年（2008年）4月1日より一部改定実施する。